

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地域おこし協力隊起業支援補助金
補助の区分	提案型補助
補助の概要	佐渡市地域おこし協力隊の隊員の定住促進を図るため、隊員として活動している、又は活動したことがある者のうち、市内での起業等に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	地域おこし協力隊
補助対象経費	設備費、備品費及び土地・建物賃借費、法人登記に要する経費、知的財産の登録に要する経費、マーケティングに要する経費、技術指導受入に要する経費等
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限100万円（総務省「地域おこし協力隊推進要綱」規定の財政措置の範囲内） 下限10万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	3/4以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	地域おこし協力隊の定住のためには経済活動が必須であることから支援が必要であるため。
数値目標等	A 数値化
	島内での起業 3年間で3人以上、事業完了後の定着率100%
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	定着による人口増と起業による経済効果が見込まれる。
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	数値化は困難であるが、事業の継続を確認し、総合的に判断する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	地域おこし協力隊に限られる
事業担当 （担当部署） （電話番号）	移住交流推進課 移住交流推進係
	0259-67-7153（直通）